

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
1	<b>第1編 総則</b> <b>第1章 計画の目的・方針</b>	<b>第1編 総則</b> <b>第1章 計画の目的・方針</b>	
1	<b>第1節 計画の目的</b> (略)	<b>第1節 計画の目的</b> (略)	
1	<b>第2節 計画の性格及び基本方針</b> <b>地域防災計画－風水害等災害対策計画－</b> (1)～(4) (略) (5) (移動) (追加)	<b>第2節 計画の性格及び基本方針</b> <b>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－</b> (1)～(4) (略)  <b>2 他の計画との関係</b>  (1) <u>この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保つつ、策定が進められている愛知県の国土強靭化地域計画を指針とするものである。</u>  (2) <u>愛知県尾張水害予防組合作成の「水防計画」及び「江南市戦略計画」とも十分な調整を図るものとする。</u>	愛知県における国土強靭化計画の策定  構成の整理
1	<b>第3節 計画の構成</b> (略)	<b>第3節 計画の構成</b> (略)	
2	(追加)	<b>第4節 市地域防災計画の作成または修正</b> <u>市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</u> <u>同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。</u>	

頁	旧	新	改正理由												
3	<b>第1編 総則</b> <b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第1編 総則</b> <b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>													
3	<b>第1節 防災の基本理念</b> (略)	<b>第1節 防災の基本理念</b> (略)													
4	<b>第2節 重点を置くべき事項</b> (略)	<b>第2節 重点を置くべき事項</b> (略)													
5	<b>第1編 総則</b> <b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第1編 総則</b> <b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>													
5	<b>第1節 実施責任</b> (略)	<b>第1節 実施責任</b> (略)													
5	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b> <b>1～2</b> (略) <b>3 指定地方行政機関</b> <table border="1" data-bbox="168 778 1044 1349"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部地方整備局</td><td>(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ～カ (略)</td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	名古屋地方気象台	(略)	中部地方整備局	(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ～カ (略)	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b> <b>1～2</b> (略) <b>3 指定地方行政機関</b> <table border="1" data-bbox="1066 778 1942 1349"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部地方整備局</td><td>(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) <u>氾濫</u>注意情報、<u>氾濫</u>警戒情報、<u>氾濫</u>危険情報、<u>氾濫</u>発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ～カ (略)</td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	名古屋地方気象台	(略)	中部地方整備局	(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) <u>氾濫</u> 注意情報、 <u>氾濫</u> 警戒情報、 <u>氾濫</u> 危険情報、 <u>氾濫</u> 発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ～カ (略)	表記の整理
機関名	内 容														
名古屋地方気象台	(略)														
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ～カ (略)														
機関名	内 容														
名古屋地方気象台	(略)														
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) <u>氾濫</u> 注意情報、 <u>氾濫</u> 警戒情報、 <u>氾濫</u> 危険情報、 <u>氾濫</u> 発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ～カ (略)														

頁	旧		新	改正理由
9		(2)~(3) (略)		表記の整理 構成の整理 対策の追加 指定公共機関の追加
	<b>4</b> (略)		<b>4</b> (略)	
	<b>5 指定公共機関</b>		<b>5 指定公共機関</b>	
	機関名	内 容	機関名	
	日本赤十字社	(1) (略) (2) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3)~(5) (略)	日本赤十字社	
	西日本電信電話株式会社	(略)	(移動)	
	日本郵便株式会社	(略) (1)~(3) (略) (追加)  (4) (略)	日本郵便株式会社	
10	東邦瓦斯株式会社	(略)	東邦瓦斯株式会社	
	中部電力株式会社 (追加)	(略)	中部電力株式会社、 <u>関西電力株式会社</u> 、 <u>電源開発株式会社</u>	
	(追加)	(追加)	日本通運株式会社、 <u>福山通運株式会社</u> 、	
			国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。	

風水害等災害対策計画

頁	旧		新	改正理由
11			<u>佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u>	指定公共機関の追加
	(移動)	※上から移動	西日本電信電話株式会社	
	(追加)	(追加)	<u>エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社</u>	
			(1) <u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) <u>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> (4) <u>災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> (5) <u>電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</u>	
	(追加)	(追加)	<u>KDDI株式会社</u>	
	株式会社NTTドコモ	(略)	(1) <u>災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。</u> (2) <u>災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> (3) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u>	
			株式会社NTTドコモ	(略)

風水害等災害対策計画

頁	旧		新	改正理由
	(追加)	(追加)	<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期回復を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。	
	6～7 (略)		6～7 (略)	
13	<b>第1編 総則</b> <b>第4章 災害の想定</b>		<b>第1編 総則</b> <b>第4章 災害の想定</b>	
13	<b>第1節 災害想定の基準</b> (略) (追加) (略) (追加)		<b>第1節 災害想定の基準</b> (略) (1) <u>想定した主な災害</u> (略) (2) <u>水防対策において参考とする浸水想定</u> <u>台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</u> <u>・ 水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域</u>	表記の整理  浸水想定の公表による追加
13	<b>第2節 市の現況</b> <b>1 市域</b> (略) (1) (略) (2) 広さ ア 面積 30.17 平方キロメートル イ～エ (略) <b>2～4</b> (略)		<b>第2節 市の現況</b> <b>1 市域</b> (略) (1) (略) (2) 広さ ア 面積 <u>30.20</u> 平方キロメートル イ～エ (略) <b>2～4</b> (略)	数値の訂正

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
14	<b>5 人口</b> 平成 22 年 12 月 1 日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。 人口 101,815 人 世帯数 38,248 世帯 <b>6 (略)</b>	<b>5 人口</b> 平成 <u>27</u> 年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。 人口 <u>101,206</u> 人 世帯数 <u>39,766</u> 世帯 <b>6 (略)</b>	数値の更新
15	<b>第3節 災害の記録</b> (略)	<b>第3節 災害の記録</b> (略)	
18	<b>第2編 災害予防</b> <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第2編 災害予防</b> <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	
18	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b> (略)	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b> (略)	
21	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b> <b>1～4 (略)</b> <b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (1) (略) (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 (略) また、市においては、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するコーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を受講させるものとする。 (追加) (3)～(4) (略)	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b> <b>1～4 (略)</b> <b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (1) (略) (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 (略) また、 <u>市及び県</u> は、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するコーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修 <u>等</u> を受講させるものとする。 <u>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</u> (3)～(4) (略)	表記の整理 対策の追加
22	<b>第3節 企業防災の促進</b> (略)	<b>第3節 企業防災の促進</b> (略)	

頁	旧	新	改正理由
24	<b>第2編 災害予防</b> <b>第2章 水害予防対策</b>	<b>第2編 災害予防</b> <b>第2章 水害予防対策</b>	
24	<b>第1節 河川防災対策</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 治水対策 <p>近年における都市化の進展と共に伴う流域内の開発等に伴う、治水安全度の低下の著しい河川について、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生のおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を推進することにより災害の防止と軽減を図る。</p> <p>(追加)</p>	<b>第1節 河川防災対策</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) <u>総合治水対策</u> <p>近年における都市化の進展が著しく、<u>従来通りの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていること</u>から、<u>総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して雨水貯留施設の整備や農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。</u></p> <b>2 浸水想定区域のある市における措置</b> <u>(1) 江南市地域防災計画に定める事項</u> <p><u>江南市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</u></p> <p><u>ア 洪水予報等の伝達方法</u>  <u>イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項</u>  <u>ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u>  <u>(ア) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの。</u></p>	表記の整理  対策の追加

頁	旧	新	改正理由
25	(追加)	<p>(1) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでの洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。</p> <p>(2) ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(3) 防災マップ等の配布</p> <p>市長が市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施。</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p><b>4 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	対策の追加
	(追加)		対策の追加

頁	旧	新	改正理由
	<p><b>2 関連調整事項</b></p> <p>(1) 水源より河口にいたる水系全流域について一貫した重要水防か所の実態を把握するとともに、特に慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p><u>(1) 計画の策定</u> <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u></p> <p><u>(2) 訓練の実施</u> <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために訓練の実施</u></p> <p><u>(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）</u> <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</u></p> <p><b>5 関連調整事項</b></p> <p>(1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	表記の整理
26	<b>第2節 農地防災対策</b> (略)	<b>第2節 農地防災対策</b> (略)	
27	<b>第2編 災害予防</b> <b>第3章 事故・火災等予防対策</b> (略)	<b>第2編 災害予防</b> <b>第3章 事故・火災等予防対策</b> (略)	
30	<b>第2編 災害予防</b> <b>第4章 建築物等の安全化</b>	<b>第2編 災害予防</b> <b>第4章 建築物等の安全化</b>	
30	<b>■ 基本方針</b> (略)	<b>■ 基本方針</b> (略)	

頁	旧			新	改正理由	
30	<b>■ 主な機関の措置</b>			<b>■ 主な機関の措置</b>		
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置
	第1節 交通・ <u>ライフライン</u> 関係施設対策  (追加)	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第1節 <u>交通関係施設対策</u>	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
	第2節 文化財保護対策	市	(略)	第2節 <u>ライフライン</u> 関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
	第3節 防災建造物整備対策	市	(1) 公共建築物の不燃化 (略)	第3節 文化財保護対策	市	(略)
	第4節 <u>交通・ライフルайн</u> 関係施設対策  1 (略) <b>2 道路</b> (略) (1) 交通施設の整備及び防災構造化 幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を			<b>第1節 交通関係施設対策</b> <b>1</b> (略) <b>2 道路</b> (略) (1) <u>道路の交通機能の拡充</u> 及び防災構造化 幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等 <u>道路</u> 施設の整備と防災構造化を		
30						

頁	旧	新	改正理由
	<p>推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。</p> <p><b>3</b> (略)</p> <p><b>4～5</b> (略)</p>	<p>推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 浸水時の<u>転落防止</u>のため、占有者に対して<u>マンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。</u></p> <p><b>3</b> (略)</p> <p>(移動) ※第4章第2節に移動</p>	表記の整理
31	<p>(追加)</p> <p>※第4章第1節から移動</p>	<p><b>第2節 ライフライン関係施設対策</b></p> <p><b>1 施設管理者等における措置</b></p> <p><u>災害時におけるライフラインの確保を図るため、各施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>2 電力施設</b></p> <p><u>電気事業者は、次の対策を実施する。</u></p> <p><b>(1) 発・変電設備</b></p> <p><u>発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。</u></p> <p><b>(2) 送電設備</b></p> <p><u>送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。</u></p> <p><b>(3) 配電設備</b></p> <p><u>配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計さ</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
32	※第4章第1節から移動	<p>れているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。</p> <p>(4) 保安の確保</p> <p>設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。</p> <p>(5) 資機材等の確保</p> <p>災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。</p> <p>ア 応急復旧用資機材及び車両</p> <p>イ 食糧その他の物資</p> <p>(6) 電力融通</p> <p>災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。</p> <p><b>3 ガス施設</b></p> <p>ガス事業者は、次の対策を実施する。</p> <p>(1) 風水害対策</p> <p>ア ガス製造設備</p> <p>(i) 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要的ものは除去する。</p> <p>(iii) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。</p> <p>イ ガス供給設備</p> <p>風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供</p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
	※第4章第1節から移動	<p><u>給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。</u></p> <p><b>(2) ガス事故対策</b></p> <p><b>ア ガス製造設備</b></p> <p><u>消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。</u></p> <p><b>イ ガス供給設備</b></p> <p>(i) <u>大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。</u></p> <p>(ii) <u>供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。</u></p> <p><b>(3) 防災業務設備の整備</b></p> <p><b>ア 検知・警報設備等</b></p> <p><u>災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。</u></p> <p><b>イ 設備の緊急停止装置等</b></p> <p><u>緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。</u></p> <p><b>ウ 防消火設備</b></p> <p><u>液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
	※第4章第1節から移動	<p><u>エ 漏洩拡大防止設備</u>  <u>液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽について、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。</u></p> <p><u>オ 緊急放散設備</u>  <u>製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。</u></p> <p><u>カ 連絡・通信設備</u>  <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u></p> <p><u>キ 自家発電設備等</u>  <u>常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p> <p><u>(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備</u></p> <p><u>ア 災害対策用資機材等の確保</u>  <u>製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。</u>  <u>又、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。</u></p> <p><u>イ 車両の確保</u>  <u>非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
33	※第4章第1節から移動	<p><u>特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。</u></p> <p><u>ウ 代替熱源</u></p> <p><u>ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。</u></p> <p><u>(5) 協力体制の確立</u></p> <p><u>(社)日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。</u></p> <p><b>4 上水道</b></p> <p><u>水道事業者は、次の対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 主要施設の強風に対する安全構造化</u></p> <p><u>主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。</u></p> <p><u>(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化</u></p> <p><u>取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。</u></p> <p><u>(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置</u></p> <p><u>浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(4) 仕切弁の設置</u></p> <p><u>災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ仕切弁を設置する。</u></p> <p><u>(5) 洪水汚染の防止措置</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
	※第4章第1節から移動	<p><u>洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 濁度上昇に対応できる体制整備</u></p> <p><u>濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。</u></p> <p><b>5 下水道</b></p> <p><u>下水道事業者は、次の対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 主要施設の安全構造化</u></p> <p><u>主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。</u></p> <p><u>(2) 災害対策用資機材の確保</u></p> <p><u>災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。</u></p> <p><u>(3) 自家発電設備等の整備</u></p> <p><u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>	構成の整理
34	※第4章第1節から移動	<p><b>6 一般通信施設</b></p> <p><u>通信事業者は、次の対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 施設の防災構造化</u></p> <p><u>災害の恐れのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。</u></p> <p><u>(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化</u></p> <p><u>主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。</u></p> <p><u>(3) 施設・設備の構造改善</u></p> <p><u>災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設</u></p>	構成の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
		<p><u>置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。</u></p> <p><u>(4) 定期点検・整備の実施</u>  <u>定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。</u></p> <p><u>(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備</u>  <u>災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。</u></p>	
34	<b>第4章 建築物等の安全化</b> <b>第2節 文化財保護対策</b> 1～3 (略) <b>4 災害時の対応</b> (追加) (1)～(2) (略)	<b>第4章 建築物等の安全化</b> <b>第3節 文化財保護対策</b> 1～3 (略) <b>4 災害時の対応</b> <p><u>災害時には次の対策を実施する。</u></p> (1)～(2) (略)	表記の整理
35	<b>第4章 建築物等の安全化</b> <b>第3節 防災建造物整備対策</b> (略)	<b>第4章 建築物等の安全化</b> <b>第4節 防災建造物整備対策</b> (略)	
36	<b>第2編 災害予防</b> <b>第5章 都市防災性の向上</b> (略)	<b>第2編 災害予防</b> <b>第5章 都市防災性の向上</b> (略)	
39	<b>第2編 災害予防</b> <b>第6章 地盤災害の予防</b> (略)	<b>第2編 災害予防</b> <b>第6章 地盤災害の予防</b> (略)	
40	<b>第2編 灾害予防</b> <b>第7章 防災施設等の整備</b> (略)	<b>第2編 灾害予防</b> <b>第7章 防災施設等の整備</b> (略)	

頁	旧	新	改正理由																								
43	第2編 災害予防 第8章 避難者・要配慮者対策	第2編 災害予防 第8章 <u>避難行動の促進対策</u>																									
43	<p>■ 基本方針 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>○ 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や<u>指定避難所</u>の指定及び整備、避難計画の作成、<u>避難所の運営体制の整備</u>を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第1節 避難場所の確保</td> <td>市</td> <td>(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	第1節 避難場所の確保	市	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保	第2節 避難所の整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p> <p>○ <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p>○ 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ (移動) ※第9章に移動</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>気象情報や避難勧告等の情報体制の整備</u></td> <td>市、県</td> <td>1 <u>防災行政無線等の維持管理</u> 2 <u>情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u></td> <td>市</td> <td>1 <u>避難場所の指定</u> 2 <u>避難路の選定</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(移動)</td> <td>(移動) ※第9章へ移動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>気象情報や避難勧告等の情報体制の整備</u>	市、県	1 <u>防災行政無線等の維持管理</u> 2 <u>情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u>	第2節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u>	市	1 <u>避難場所の指定</u> 2 <u>避難路の選定</u>		(移動)	(移動) ※第9章へ移動	<p>方針の追加</p> <p>方針の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>構成の整理</p>
区分	機関名	主な措置																									
(追加)	(追加)	(追加)																									
第1節 避難場所の確保	市	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保																									
第2節 避難所の整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 <u>気象情報や避難勧告等の情報体制の整備</u>	市、県	1 <u>防災行政無線等の維持管理</u> 2 <u>情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u>																									
第2節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u>	市	1 <u>避難場所の指定</u> 2 <u>避難路の選定</u>																									
	(移動)	(移動) ※第9章へ移動																									

風水害等災害対策計画

頁	旧			新			改正理由
			(4) 避難所の運営体制の整備				構成の整理
	第3節 避難道路の確保と交通規制 計画	市、県警察避難措置の実施者	(1) 避難道路の通行確保 (2) 避難道路の選定	(移動)	(移動)	(移動) ※第2節と統合	対策の追加
	(追加)	(追加)	(追加)	<u>第3節</u> <u>避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</u>	<u>市</u>	<u>1(1) マニュアルの作成</u> <u>1(2) 判断基準の設定に係る助言</u> <u>1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</u>	構成の整理
	第4節 避難に関する広報	市	(略)	(移動)	(移動)	(移動) ※第5節へ移動	構成の整理
	第5節 避難計画	市、防災上重要施設の管理者	避難計画の作成	<u>第4節</u> <u>避難誘導等に係る計画の策定</u>	市、防災上重要施設の管理者	避難計画の作成	構成の整理
	(移動)	(移動)	(移動) ※第4節から移動	<u>第5節</u> <u>避難に関する意識啓発</u>	市	(略)	構成の整理
	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	(移動)	(移動)	(移動) ※第9章に移動	構成の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧			新	改正理由
	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	(略)	(移動)  ※第9章に移動	構成の整理
43	(追加)			<p><b>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</b></p> <p><b>1 県（防災局）における措置</b></p> <p>県は市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。</p> <p>また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>市はさまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	対策の追加  対策の追加
44	第1節 避難場所の確保  市における措置			<p><b>第2節 避難場所及び避難路の指定等</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p><b>1 避難場所の指定</b></p> <p>市は災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(1) 広域避難場所及び避難地の選定</p>	表記の整理  表記の整理

頁	旧	新	改正理由
	<p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、「江南市避難場所選定基準」に基づき、必要に応じて広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。</p>	<p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、「江南市避難場所選定基準」に基づき、必要に応じて広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア <u>広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グランド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</u></p> <p>イ <u>広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2m<sup>2</sup>以上とする。</u></p> <p>ウ <u>広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。</u></p> <p>エ <u>広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</u></p> <p>オ <u>広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</u></p> <p>カ <u>広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。</u></p> <p>キ <u>地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</u></p>	表記の整理
(2)	<p>広域避難場所標識の設置等</p> <p>広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。</p>	<p>広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。</p>	
(移動)	※第3節(2)から移動	<b>2 避難路の選定</b>	

頁	旧	新	改正理由
		<p><u>避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>ア <u>避難道路はおおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</u></p> <p>イ <u>地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</u></p> <p>ウ <u>避難道路は、相互に交差しないものとする。</u></p> <p>エ <u>浸水等の危険のない道路であること。</u></p> <p>オ <u>自動車の交通量がなるべく少ないこと。</u></p>	構成の整理
	第2節 避難所の整備 (略)	(移動) ※第9章へ移動	構成の整理
45	(追加)	<p><b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) <u>マニュアルの作成</u></p> <p>市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア <u>豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。</u></p> <p>イ <u>収集できる情報として次の情報を踏まえること。</u></p> <p>ウ <u>(7) 気象予警報及び気象情報</u></p> <p><u>(8) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</u></p> <p>エ <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)参考にすること。</u></p> <p>オ <u>区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</u></p> <p><u>避難時の周囲の状況等により、屋内での退避等の安全確保措置を講ずるべきことにも留意すること</u></p>	対策の追加

頁	旧	新	改正理由
		<p>(2) 判断基準の設定に係る助言  <u>判断基準を設定については、必要に応じて専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川）や名古屋地方気象台に助言を求めることがある。</u></p> <p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備  <u>市は、避難勧告又は指示を行う際に国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p><b>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b>  <u>市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、必要な助言等を行うものとする。</u></p>	対策の追加
	第4節 避難に関する広報 (略)	(移動) ※第5節へ記載	構成の整理
45	<b>第5節 避難計画</b> <b>市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b> (略) (1) 市の避難計画 <p>市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難収容中の秩序保持</p> <p>(イ) 避難民に対する災害情報の伝達</p>	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b> <b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b> (略) (1) 市の避難計画 <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) <u>避難場所や避難所の秩序保持</u></p> <p>(イ) <u>避難者に対する災害情報の伝達</u></p>	表記の整理  表記の整理  表記の整理

頁	旧	新	改正理由
46	<p>(ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底      (エ) 避難民に対する各種相談業務      フ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項      (略)      ア (略)      イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。      ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</p> <p>(追加)</p>	<p>(イ) <u>避難者</u>に対する応急対策実施状況の周知徹底      (ロ) <u>避難者</u>に対する各種相談業務      フ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項      (略)      ア (略)      イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所及び避難所等</u>の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。      ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>他の医療機関又は避難所</u>の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</p> <p><b>2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置</b></p> <p><u>浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u>  <u>市地域防災計画で具体的に定める内容については、県地域防災計画第2編第2章第4節、第7章第3節に定めるものとする。</u></p> <p><b>3 避難行動要支援者の避難対策</b></p> <p><u>第9章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照</u></p>	表記の整理  対策の追加
46	<p>(移動) ※第4節から移動</p> <p><b>市における措置</b></p>	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b></p> <p><b>市及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</b></p>	表記の整理

頁	旧	新	改正理由
	<p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、ハザードマップ（床上、床下浸水の実被害を明示した浸水マップ等）、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難収容後の心得</p>	<p>市及び県は、住民が的確な避難行動をとことができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、<u>住民の意識啓発を図るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u></p>	表記の整理
48	<b>第2編 災害予防</b> (追加)	<b>第2編 災害予防</b> <b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	構成の整理
48	<p>(移動) ※第8章から移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</u></li> <li>○ 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</li> <li>○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の</li> </ul>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、<u>災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。</u></li> <li>○ 市、<u>県及び</u>要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</li> <li>○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練</li> </ul>	市町村災害時

頁	旧	新	改正理由																								
	<p>実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</li> </ul> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 要配慮者の安全対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</td> <td>県、市</td> <td>帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難所の整備	市	(略)	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	帰宅困難者支援体制の整備	<p>の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「<u>市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル</u>」などを活用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 市及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(<u>帰宅</u>)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある</u>。また、<u>一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して</u>従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</li> </ul> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>1</u>節 <u>避難所の指定・整備</u></td> <td>市</td> <td>(移動) ※第8章第2節から移動</td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>節 <u>要配慮者の支援対策</u></td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(移動) ※第8章第6節から移動</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>節 <u>帰宅困難者対策</u></td> <td>県、市</td> <td>(移動) ※第8章第7節から移動 帰宅困難者<u>対策</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 <u>1</u> 節 <u>避難所の指定・整備</u>	市	(移動) ※第8章第2節から移動	第 <u>2</u> 節 <u>要配慮者の支援対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	(移動) ※第8章第6節から移動	第 <u>3</u> 節 <u>帰宅困難者対策</u>	県、市	(移動) ※第8章第7節から移動 帰宅困難者 <u>対策</u>	要援護者体制マニュアルの改正にともなう修正 愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定に伴う修正 構成の整理
区分	機関名	主な措置																									
第2節 避難所の整備	市	(略)																									
第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																									
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	帰宅困難者支援体制の整備																									
区分	機関名	主な措置																									
第 <u>1</u> 節 <u>避難所の指定・整備</u>	市	(移動) ※第8章第2節から移動																									
第 <u>2</u> 節 <u>要配慮者の支援対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	(移動) ※第8章第6節から移動																									
第 <u>3</u> 節 <u>帰宅困難者対策</u>	県、市	(移動) ※第8章第7節から移動 帰宅困難者 <u>対策</u>																									
49	<b>第2節 避難所の整備</b> 市における措置	<b>第1節 避難所の<u>指定・整備</u></b> 市における措置	表記の整理																								

頁	旧	新	改正理由
	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(表 略)</p> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が<u>平成9年度</u>に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める<u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件</u>の基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(表 略)</p> <p>※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 避難所の破損等への備え</u></p> <p><u>市は避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、<u>避難所ごとに</u>運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>
50	<p><b>第6節 要配慮者の安全対策</b> ※第8章第6節から移動</p> <p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>ア 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>ア <u>避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡潔かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援システムセンター</u>や県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>
52	<p><b>第7節 帰宅困難者支援対策の整備</b></p> <p><b>県（防災局）及び市における措置</b></p> <p>(1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 県、市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・</p>	<p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p><u>市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u> <u>市及び県は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要について、平常時から積極的に広報するものとする。</u></p> <p>(2) <u>事業者による物資の備蓄等の促進</u> 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定に伴う修正</p>

頁	旧	新	改正理由
	<p>機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>2 支援体制の構築</b></p> <p><u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及びことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発炎時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>	対策の追加
53	<p><b>第2編 災害予防</b></p> <p><b>第9章 広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第2編 災害予防</b></p> <p><b>第10章 広域応援体制の整備</b></p>	
53	<p><b>第1節 資料の整備</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第1節 資料の整備</b></p> <p>(略)</p>	
53	<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p> <p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p> <p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<b>広域応援隊等</b>の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	<b>2</b> (略)	<b>2</b> (略)	
54	<b>第3節 救援隊等による協力体制の整備</b> (略)	<b>第3節 救援隊等による協力体制の整備</b> (略)	
55	第2編 災害予防 第10章 防災訓練及び防災意識の向上	第2編 災害予防 <u>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</u>	
55	<b>第1節 防災訓練の実施</b> <b>1 市における措置</b> (略) (1) 基礎訓練 ア 非常招集訓練 災害対策本部要員等を非常招集により動員する訓練をいう。 イ 通信連絡訓練 情報の収集、伝達及び報告に関する訓練をいう。 ウ 調査訓練 被害状況の調査に関する訓練をいう。 エ 広報訓練 災害時における市民に対する広報に関する訓練をいう。 オ 避難訓練 避難並びに避難の誘導及び移送に関する訓練をいう。 カ 救出救護訓練 被災者の救出、医療及び助産に関する訓練をいう。 キ 炊き出し訓練 被災者、災害対策本部要員等に対し、炊き出しにより食品を給与する訓練をいう。 ク 納水訓練	<b>第1節 防災訓練の実施</b> <b>1 市及び県における措置</b> (略) (1) 基礎訓練 <u>ア 水防訓練</u> <u>水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。</u> <u>(イ) 実施時期</u> <u>出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。</u> <u>(ロ) 実施地域</u> <u>河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。</u> <u>イ 消防訓練</u> <u>市等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。</u> <u>ウ 避難・救助訓練</u> <u>市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独</u>	表記の整理  対策の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	<p>防災用井戸、ろ水機及び給水車により飲料水を供給する訓練をいう。</p> <p>ケ 防疫訓練 被災地域の消毒その他防疫に関する訓練をいう。</p> <p>コ 清掃訓練 被災地域のし尿及びごみの収集に関する訓練をいう。</p> <p>サ 緊急輸送訓練 救助用物資、応急復旧資機材等の緊急輸送に関する訓練をいう。</p> <p>シ 水防訓練 土のう積みその他水防に関する訓練をいう。</p> <p>ス 初期消火訓練 消火器等を操作し、火災を初期に消火する訓練をいう。</p> <p>セ 消火訓練 消防用自動車による放水等により火災を消火する訓練をいう。</p> <p>ソ 各種施設 応急復旧訓練　道路、水道、電力、通信、ガス等の主要施設を応急に復旧する訓練をいう。</p> <p>(2)～(5)　(略)</p> <p><b>2</b>　(略)</p>	<p><u>で訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。</u></p> <p><b>エ 通信訓練</b> <u>県・市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。</u></p> <p><b>オ 非常招集訓練</b> <u>県・市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。</u></p> <p>(2)～(5)　(略)</p> <p><b>2</b>　(略)</p>	
57	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1)～(2)　(略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、</p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1)～(2)　(略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、</p>	

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。 (4) (略)	食料その他の生活必需品について、 <u>3日分以上(可能な限り一週間分程度)</u> の家庭内備蓄を推進する。 (4) (略)	対策の整理
58	第3節 防災のための教育 (略)	第3節 防災のための教育 (略)	
60	第2編 災害予防 第11章 防災に関する調査研究の推進 (略)	第2編 災害予防 第12章 防災に関する調査研究の推進 (略)	
61	第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）	第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）	
61	第1節 防災会議 (略)	第1節 防災会議 (略)	
62	第2節 災害対策本部等の設置・運営 <b>1 警戒体制（江南市災害警戒本部）</b> (1) 江南市災害警戒本部の設置基準 江南市災害警戒本部は、江南市に注意報（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）はん濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は発生するおそれがある場合において警戒体制をとることができる。更に災害が拡大するおそれがあるとき、又は拡大したときは、非常配備体制基準に基づき江南市災害対策本部へ移行する。 (2)～(4) (略) <b>2 非常配備体制（江南市災害対策本部）</b> (1) 江南市災害対策本部の設置・廃止基準及び標識等 ア 江南市災害対策本部の設置・廃止基準等 江南市災害対策本部（以下、本章において「本部」という。）は、	第2節 災害対策本部等の設置・運営 <b>1 警戒体制（江南市災害警戒本部）</b> (1) 江南市災害警戒本部の設置基準 江南市災害警戒本部は、江南市に注意報（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は発生するおそれがある場合において警戒体制をとることができる。更に災害が拡大するおそれがあるとき、又は拡大したときは、非常配備体制基準に基づき江南市災害対策本部へ移行する。 (2)～(4) (略) <b>2 非常配備体制（江南市災害対策本部）</b> (1) 江南市災害対策本部の設置・廃止基準及び標識等 ア 江南市災害対策本部の設置・廃止基準等 江南市災害対策本部（以下、本章において「本部」という。）は、	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	<p>江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）はん濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は、発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは災害対策基本法第23条第2項の規定に基づいて市長（以下本章において「本部長」という。）が設置することができる。また、災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止することができる。</p> <p>（略）</p> <p>イ　（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）非常配備の編成</p> <p>ア　非常配備の区分</p> <p>（略）</p> <p>（1）第1非常配備</p> <p>江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）はん濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第1非常配備を指令したとき。</p> <p>（1）第2非常配備</p> <p>江南市に警報（大雨、暴風、洪水、木曽川（中流）はん濫警戒情報）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第2非常配備を指令したとき。</p> <p>（1）（略）</p> <p>イ～ウ　（略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>（7）職員の応援</p>	<p>江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）<u>氾濫</u>注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は、発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは災害対策基本法第23条第2項の規定に基づいて市長（以下本章において「本部長」という。）が設置することができる。また、災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めめたときに廃止することができる。</p> <p>（略）</p> <p>イ　（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）非常配備の編成</p> <p>ア　非常配備の区分</p> <p>（略）</p> <p>（1）第1非常配備</p> <p>江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）<u>氾濫</u>注意情報）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第1非常配備を指令したとき。</p> <p>（1）第2非常配備</p> <p>江南市に警報（大雨、暴風、洪水、木曽川（中流）<u>氾濫警戒情報</u>）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第2非常配備を指令したとき。</p> <p>（1）（略）</p> <p>イ～ウ　（略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>（7）職員の応援</p>	表記の整理
63			表記の整理
64			表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
65	<p>(略)</p> <p>ア (略)、別に掲げる様式第3により、総務部長に要請する。</p> <p>イ 総務部長の処置</p> <p>総務部長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。</p>	<p>(略)</p> <p>ア (略)、別に掲げる様式3により、<u>市長政策室長</u>に要請する。</p> <p>イ <u>市長政策室長</u>の処置</p> <p><u>市長政策室長</u>は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。</p>	対策の整理
66	<p><b>第3節 職員の派遣要請</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 職員の派遣要請</b></p> <p>(略)</p>	
67	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第2章 活動態勢（県・防災関係機関における組織の動員配備）</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第2章 活動態勢（県・防災関係機関における組織の動員配備）</b></p> <p>(略)</p>	
	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第3章 通信の運用</b></p>	<p>(移動) ※第4章へ移動</p>	
68	<p>(追加) ※第4章第1節と第10章の一部を統合して新設</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第3章 避難行動</b></p>	
68	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(移動) ※第10章から移動</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u></li> <li>○ <u>災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u></li> <li>○ <u>市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u></li> </ul>	構成の整理

頁	旧			新	改正理由
■主な機関の措置			■主な機関の措置		
区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置
(移動) ※第4章から 移動	(略)	(略)	<u>第1節</u> <u>気象警報等の 伝達</u>	<u>市</u> <u>県</u> <u>西日本電信電 話株式会社</u>	<u>1(1) 市民及び所在の官公署への伝達</u> <u>1(2) 気象予報警報等の伝達系統</u> <u>2 警報・注意報等の出先機関及び 市への伝達</u> <u>3 一般通信に優先した警報の関係 市町村に対する通知</u>
(移動) ※第10章から 移動	(略)	(略)	<u>第2節</u> <u>避難勧告・指示</u>	<u>市</u>	<u>1(1) 避難のための準備情報・勧告・ 指示</u> <u>1(2) 知事等への助言の要求</u> <u>1(3) 報告(災害対策基本法第60条第 4項)</u> <u>1(4) 他市町村又は県に対する応援要 求</u> <u>1(5) 広域一時滞在に係る協議</u>
	(略)	(略)		<u>水防管理者</u>	<u>2(1) 立退きの指示</u> <u>2(2) 通知(水防法第29条)</u>
	(略)	(略)		<u>県</u>	<u>3(1) 洪水等のための立退きの指示</u> <u>3(2) 市長への助言</u> <u>3(3) 市長の事務の代行</u> <u>3(4) 自衛隊、県警察に対する応援要 請</u> <u>3(5) 他市町村に対する応援指示</u> <u>3(6) 広域一時滞在に係る協議</u>

頁	旧			新			改正理由
	(略)	(略)	(略)	県警察(警察官)	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 法第61条による指示 4(3) 報告・通知等		
	(略)	(略)		自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置 5(2) 報告(自衛隊法第94条)		
	(移動)	(移動)	※第10章第1節9(2)から移動 ※第10章第3節(1), (2)から移動	第3節 住民等の避難 誘導	市 1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・ 避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援		構成の整理
69	<b>第1節 気象情報等の伝達</b> ※第4章第1節より移動 <b>1 市における措置</b> (1) (略) (2) 気象予報警報等の伝達系統 ア 気象・水象に関する予報警報の伝達系統 (略) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統図 (図中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ</div> (注) 1 (略) 2 気象庁本庁からNTTマーケティングアクト福岡104センタには、警報についてのみ伝達を行う。 3 (略)			<b>第1節 気象情報等の伝達</b> <b>1 市における措置</b> (1) (略) (2) 気象予報警報等の伝達系統 ア 気象・水象に関する予報警報の伝達系統 (略) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統図 (図中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">西日本電信電話(株)</div> (注) 1 (略) 2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)NTTマーケティングアクト福岡104センタには、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 3 (略)			表記の整理

頁	旧	新	改正理由
70	<p>イ 洪水予報の伝達系統 (略) (図中)</p> <p><b>NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ</b></p> <p>(注) 中部地方整備局木曽川上流河川事務所・名古屋地方気象台・岐阜地方気象台とが共同して発表する木曽川（中流）洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）は、愛知県建設部河川課から伝達されるので、別に掲げる様式第6により受信する。</p> <p>(追加)</p>	<p>イ 洪水予報の伝達系統 (略) (図中)</p> <p><b>西日本電信電話株</b></p> <p>(注) 中部地方整備局木曽川上流河川事務所・名古屋地方気象台・岐阜地方気象台とが共同して発表する木曽川（中流）洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）は、愛知県建設部河川課から伝達されるので、別に掲げる様式第6により受信する。</p> <p>※ 西日本電信電話株は、当該業務を NTT マーケティングアクト福岡 104 センタで行っている。</p>	表記の整理 構成の整理 表記の整理
71	<p>2 (略)</p> <p>3 <b>西日本電信電話株式会社における措置</b> (略) (追加)</p> <p>(移動)</p> <p>※第4章第2節1から移動</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <b>西日本電信電話株式会社における措置</b> (略) なお、当該業務は、NTT マーケティングアクト福岡 104 センタで行う。</p> <p><b>4 異常現象の通報</b> (略)</p>	表記の整理 構成の整理
71	<p><b>第1節 避難の勧告・指示</b> (移動) ※第10章から移動</p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方</p>	<p><b>第2節 避難の勧告・指示</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に</p>	対策の整理

頁	旧	新	改正理由
74	<p>行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。 (3)～(5) (略)</p> <p><b>2 水防管理者における措置</b></p> <p>(1) 立退きの指示 洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3～7 (略)</b></p> <p><b>8 避難の措置と周知</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 伝達の方法 ア (略) イ 携帯電話による伝達 (略) (追加)</p> <p>ウ～カ (略) (2)～(3) (略)</p>	<p>対し助言を求めることができる。 (3)～(5) (略)</p> <p><b>2 水防管理者における措置</b></p> <p>(1) 立退きの指示 洪水による<u>氾濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3～7 (略)</b></p> <p><b>8 避難の措置と周知</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 伝達の方法 ア (略) イ 携帯電話による伝達 (略)</p> <p><u>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u></p> <p>ウ～カ (略) (2)～(3) (略)</p>	表記の整理  対策の追加
75	<p>(移動) ※第10章第1節9(2)から移動</p> <p>(2) 避難の誘導等 ア～ウ (略) エ 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、</p>	<p><b>第3節 住民等の避難誘導</b></p> <p><b>1 住民等の避難誘導</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p>	表記の整理

頁	旧	新	改正理由						
	<p>広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p> <p>(3) (移動) ※※第10章第1節9(3)から移動 (移動) ※第10章第3節(1), (2)から移動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p><b>2 避難行動要支援者の支援</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u> (略)</p>	構成の整理 表記の整理						
77	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第4章 情報の収集・伝達・広報</b>※第3章と統合</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第4章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>							
77	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。</p> <p>(移動) ※第3章から移動</p> <p>(移動) ※第3章から移動</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> </table>	区分	機関名	主な措置	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ <u>災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。</u></p> <p>○ <u>災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要がある</u>ので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、<u>非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。</u></p> <p>○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u></p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> </table>	区分	機関名	主な措置	表記の整理 構成の整理 構成の整理
区分	機関名	主な措置							
区分	機関名	主な措置							

風水害等災害対策計画

頁	旧			新			改正理由
	第1節 気象警報等の 伝達	市	1(1) 市民及び所在の官公署への伝達 1(2) 気象予報警報等の伝達系統	(移動)	(移動)	(移動)	構成の整理  構成の整理  対策の追加
		県	2 警報・注意報等の出先機関及び市町 村への伝達	※第3章へ移 動			
		西日本電信電 話株式会社	3 一般通信に優先した警報の関係市 町村に対する通知				
	第2節 被害状況等の 収集・伝達	異常現象等の 発見者	1 災害の発生が予想される異常な現 象の通報	第1節	(移動)	(移動) ※第3章へ移動	
		市	(略)	被害状況等の 収集・伝達	市	(略)	
		県	(略)		県	(略)	
	(移動) ※第3章第1 節から移動	市	(略)	第2節	県、市、防災 関係機関	(略)	
		(追加)	(追加)	通信手段の確 保	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 耐震通信施設の使用 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線 (ホットライン) の使用	
	第3節 広報	市	(略)	第3節	(略)	(略)	
	<b>第1節 気象情報等の伝達</b> (略)			(移動) ※第3章へ移動			
78	<b>第2節 被害状況等の収集・伝達</b> <b>1</b> (略) <b>2 市の措置</b> (1) 異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機			<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b> (移動) ※第3章へ移動 <b>1 市の措置</b> (移動) ※第3章へ移動			

頁	旧	新	改正理由
79	<p>関に通報するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 被害状況等の収集、伝達ルート</b></p> <p>(1) 被害状況等の収集、伝達ルートは次のとおりである。</p> <p>ア 一般的な伝達 (図中) 尾張事務所等 イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><b>5～6 (略)</b></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（<u>河川上</u>を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 被害状況等の収集、伝達ルート</b></p> <p>(1) 被害状況等の収集、伝達ルートは次のとおりである。</p> <p>ア 一般的な伝達 (図中) 尾張<u>県</u>民事務所等 イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><b>4～7 (略)</b></p>	表記の整理
85	<p><b>第1節 通信連絡</b>※第3章より移動</p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電話及び電報の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) (略) (イ) 非常扱いの通話</p>	<p><b>第2節 通信手段の確保</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電話及び電報の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) (略) (削除)</p>	<p>構成の整理</p> <p>現況に合わせ</p>

頁	旧	新	改正理由
87	<p>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合、次に掲げる事項を内容とする通話については、一般的な通話に優先して接続される。</p> <p>(イ) 緊急扱いの通話 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で次に定める事項を内容とする通話については、一般電話に優先して接続される。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(移動) ※第3章第2節から移動 市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、県を通じて放送業者に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 放送の依頼</u> <u>市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、渓谷および予警報等の放送を依頼（市長は知事を通して依頼する。）することができる。</u> <u>なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p>	た修正 構成の整理 対策の整理
88	<p><b>第3節 広報</b></p> <p><b>1～2 (略)</b></p> <p><b>3 広報活動の実施方法</b></p> <p>(1) 報道機関への発表 ア 災害対策の重要事項</p> <p>イ 収集された情報の提供</p>	<p><b>第3節 広報</b></p> <p><b>1～2 (略)</b></p> <p><b>3 広報活動の実施方法</b></p> <p>(1) 報道機関への発表 ア 災害対策の重要事項 <u>特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u></p> <p>イ 収集された情報の提供</p>	対策の追加

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	<p>ウ 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対しての協力</p> <p>(2) 広報車、航空機等</p> <p>他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。</p> <p>(3) その他</p> <p>臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p><b>4</b> (略)</p>	<p>ウ 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対しての協力</p> <p>(2) 広報車、航空機等</p> <p>他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。</p> <p>(3) <u>多様な情報手段の活用</u></p> <p>臨時広報紙等の配布、掲示板や<u>緊急速報メール機能</u>、ホームページ、<u>ソーシャルメディア</u>の利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p><b>4</b> (略)</p>	対策の追加
90	<b>第3編 災害応急対策</b> 第5章 応援協力・派遣要請	<b>第3編 災害応急対策</b> 第5章 応援協力・派遣要請	
90	<b>第1節 応援協力</b> (略)	<b>第1節 応援協力</b> (略)	
91	<b>第2節 救援隊等による協力</b> (略)	<b>第2節 救援隊等による協力</b> (略)	
92	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b> (略)	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b> (略)	
94	<b>第4節 ボランティアの受入</b> (略)	<b>第4節 ボランティアの受入</b> (略)	
96	<b>第5節 防災活動拠点の確保</b> <b>1 市における措置</b> (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。	<b>第5節 防災活動拠点の確保</b> <b>1 市における措置</b> (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする <u>広域応援隊</u> 等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由																								
	(2) (略) 2 (略)	(2) (略) 2 (略)																									
97	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第6章 救出・救助対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第6章 救出・救助対策</b>																									
97	<p><b>■ 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災ヘリコプターの活用</td> <td>市</td> <td>1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2 防災ヘリコプターの出動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 防災ヘリコプターの活用	市	1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先		県	2 防災ヘリコプターの出動	<p><b>■ 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>搬送</u>する。</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 航空機の活用</td> <td>市</td> <td>1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2(1) 防災ヘリコプターの出動 2(2) 航空機の運用調整</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	(略)	(略)	第2節 航空機の活用	市	1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先		県	2(1) 防災ヘリコプターの出動 2(2) 航空機の運用調整	表記の整理
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 防災ヘリコプターの活用	市	1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先																									
	県	2 防災ヘリコプターの出動																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 救出・救助活動	(略)	(略)																									
第2節 航空機の活用	市	1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先																									
	県	2(1) 防災ヘリコプターの出動 2(2) 航空機の運用調整																									
97	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p>	<p><b>第1節 救出・救助活動</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に<u>搬送</u>する。</p>	表記の整理																								

頁	旧	新	改正理由
	(2)～(4) (略) 2～3 (略)	(2)～(4) (略) 2～3 (略)	
98	<b>第2節 防災ヘリコプターの活用</b> (追加)  <b>1 市における措置</b> (1) 防災ヘリコプターの応援要請 (略)  <b>2 県（防災局）における措置</b> (追加) (略) (追加) (略) (追加) (略) (追加) (略) (追加) (略)	<b>第2節 航空機の活用</b> <b>1 愛知県防災ヘリコプターの活用</b> <u>愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次の通りとする。</u> (1) 市における措置 (削除) (略)  (2) 県（防災局）における措置 <u>ア 活動内容</u> (略) <u>イ 地震発生等による出動</u> (略) <u>ウ 市の要請による出動</u> (略) <u>エ 他の防災航空隊との連携</u> (略)	表記の整理 構成の整理
99	(追加)	<b>2 航空機の運用調整</b> <u>県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。</u> <u>消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。</u>	対策の追加
100	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	

頁	旧	新	改正理由																													
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>																														
100	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>           2(1) 災害医療調整本部及び地域災害 医療対策会議の設置             2(2) 災害医療調整本部における医療 情報収集             2(3) 他市町村への応援指示         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(略)	(略)		県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害 医療対策会議の設置  2(2) 災害医療調整本部における医療 情報収集  2(3) 他市町村への応援指示		(略)	(略)	第2節 防疫・保健衛生	(略)	(略)	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>           2(1) 災害医療調整本部及び地域災害 医療対策会議の設置             2(2) 灾害医療調整本部における医療 情報収集   <u>2(3) 市、医療機関との情報共有</u>  <u>2(4) 他市町村への応援指示</u>  <u>2(5) D P A T 調整本部の設置</u>  <u>2(6) D P A T の派遣</u>  <u>2(7) D P A T の派遣要請</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(略)	(略)		県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害 医療対策会議の設置  2(2) 灾害医療調整本部における医療 情報収集  <u>2(3) 市、医療機関との情報共有</u> <u>2(4) 他市町村への応援指示</u> <u>2(5) D P A T 調整本部の設置</u> <u>2(6) D P A T の派遣</u> <u>2(7) D P A T の派遣要請</u>		(略)	(略)	第2節 防疫・保健衛生	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																														
第1節 医療救護	(略)	(略)																														
	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害 医療対策会議の設置  2(2) 災害医療調整本部における医療 情報収集  2(3) 他市町村への応援指示																														
	(略)	(略)																														
第2節 防疫・保健衛生	(略)	(略)																														
区分	機関名	主な措置																														
第1節 医療救護	(略)	(略)																														
	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害 医療対策会議の設置  2(2) 灾害医療調整本部における医療 情報収集  <u>2(3) 市、医療機関との情報共有</u> <u>2(4) 他市町村への応援指示</u> <u>2(5) D P A T 調整本部の設置</u> <u>2(6) D P A T の派遣</u> <u>2(7) D P A T の派遣要請</u>																														
	(略)	(略)																														
第2節 防疫・保健衛生	(略)	(略)																														
100	<p><b>第1節 医療救護</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 県（健康福祉部）における措置</b></p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1節 医療救護</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 県（健康福祉部）における措置</b></p> <p><u>(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理																													

頁	旧	新	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(2) 災害医療調整本部における医療情報収集</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 市、医療機関との情報共有</u></p> <p>県は、地域災害医療対策会議において、2次医療県内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</p> <p><u>(4) 他市町村への応援指示</u></p> <p>県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p> <p><u>(5) D P A T (災害派遣精神医療チーム)調整本部の設置</u></p> <p>県は災害医療調整本部の下にD P A T調整本部を設置する。</p> <p><u>(6) D P A T の派遣</u></p> <p>県は必要があると認めるときは、D P A T先遣隊を派遣する。</p> <p><u>(7) D P A T の派遣要請</u></p> <p>ア 県は必要があると認めるときは、県精神科病院協会関係機関に対して、D P A Tの編成・派遣等を依頼する。</p> <p>イ 県は必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A Tの派遣要請を行う。</p> <p>ウ 県はD P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</p>	対策の追加
3	(略)	3 (略)	
4	<b>医療救護班の編成・派遣等</b>	<b>4 医療救護班及びD P A Tの編成・派遣等</b>	対策の追加 表記の整理
	(追加)	(1) 医療救護班	
	(1) 医療救護班は、おおむね医師1~3名、看護師2~3名、事務員等(薬	ア 医療救護班は、おおむね医師1~3名、看護師2~3名、事務員等	

頁	旧	新	改正理由
	<p>剤師等を含む。) 1~2名とする。</p> <p>(2) 尾北医師会、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。</p> <p>(3) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>(4) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>(薬剤師等を含む。) 1~2名とする。</p> <p>イ 尾北医師会、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会、<u>県病院組合</u>等の協力を得て医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 医療救護班において応急手当後、<u>医療機関への診察を必要とする</u>者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <p><u>(2) D P A T</u></p> <p>ア <u>D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3~5名による編成とする。</u></p> <p>イ <u>D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。</u></p>	対策の整理 対策の追加
	5~9 (略)	5~9 (略)	
105	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p>1~6 (略)</p> <p><b>7 応援協力関係</b></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p>1~6 (略)</p> <p><b>7 応援協力関係</b></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 市は保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。</u></p> <p><u>(6) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときはD P A Tを派遣する。</u></p> <p><u>(7) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。</u></p>	対策の追加
106	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	

頁	旧	新	改正理由																														
	<b>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 地域安全・<u>道路交通規制</u>・緊急輸送対策</b>	表記の整理																														
106	<p>■ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地域安全対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 緊急輸送道路 の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 緊急輸送手段 の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	(略)	(略)	第2節 交通対策	(略)	(略)	第3節 緊急輸送道路 の確保	(略)	(略)	第4節 緊急輸送手段 の確保	(略)	(略)	<p>■ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。</u></li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地域安全対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>道路交通規制</u> 等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 緊急輸送道路 の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 緊急輸送手段 の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	(略)	(略)	第2節 <u>道路交通規制</u> 等	(略)	(略)	第3節 緊急輸送道路 の確保	(略)	(略)	第4節 緊急輸送手段 の確保	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第1節 地域安全対策	(略)	(略)																															
第2節 交通対策	(略)	(略)																															
第3節 緊急輸送道路 の確保	(略)	(略)																															
第4節 緊急輸送手段 の確保	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 地域安全対策	(略)	(略)																															
第2節 <u>道路交通規制</u> 等	(略)	(略)																															
第3節 緊急輸送道路 の確保	(略)	(略)																															
第4節 緊急輸送手段 の確保	(略)	(略)																															
106	<b>第1節 地域安全対策</b>	<b>第1節 地域安全対策</b>																															

頁	旧	新	改正理由
	(略)	(略)	
108	<p><b>第2節 交通対策</b></p> <p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 強制排除措置 ア～ウ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p><b>第2節 道路交通規制等</b></p> <p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 強制排除措置 ア～ウ (略)</p> <p>エ 県公安委員会は緊急通行車両以外の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	表記の整理 対策の追加
109	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</p> <p><b>4 (略)</b></p>	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 (略)</b></p>	災害対策記事 本法の一部改正に伴う修正
109	<p><b>第3節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、放置車両や立ち往生車両が発生した場合で、緊急通行車両の</p>	対策の追加

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	(3) (略)	<u>通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> (3) (略)	
110	<b>第4節 緊急輸送手段の確保</b> (略)	<b>第4節 緊急輸送手段の確保</b> (略)	
112	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第9章 水害防除対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第9章 水害防除対策</b>	
112	<b>■基本方針</b> (略) <b>■主な機関の措置</b> (略)	<b>■基本方針</b> (略) <b>■主な機関の措置</b> (略)	
112	<b>第1節 水防</b> <b>1 水防管理者における措置</b> (1) (略) (2) 水防活動 ア～ウ (略) エ 決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。 また決壊箇所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。 <b>2～3</b> (略)	<b>第1節 水防</b> <b>1 水防管理者における措置</b> (1) (略) (2) 水防活動 ア～ウ (略) エ 決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び <u>氾濫</u> する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。 また決壊箇所等については、できる限り <u>氾濫</u> による被害が拡大しないように努めなければならない。 <b>2～3</b> (略)	表記の整理
113	<b>第2節 防災営農</b>	<b>第2節 防災営農</b>	

頁	旧	新	改正理由												
	<p>(農地及び農業用施設に対する応急措置)</p> <p><b>1 市及び土地改良区における措置</b></p> <p>(1) 農地</p> <p>市及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防応急復旧工事により、湛水排除を図る。</p> <p>なお、ポンプ排水又は堤防応急復旧を行うに当たっては、河川管理者等と事前協議を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>2～4 (略)</b></p>	<p>(農地及び農業用施設に対する応急措置)</p> <p><b>1 市及び土地改良区における措置</b></p> <p>(1) 農地</p> <p>市及び土地改良区は、河川等の<u>氾濫</u>により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防応急復旧工事により、湛水排除を図る。</p> <p>なお、ポンプ排水又は堤防応急復旧を行うに当たっては、河川管理者等と事前協議を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>2～4 (略)</b></p>	表記の整理												
115	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p>第10章 避難者対策</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p>第10章 <u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u></p>	表記の整理												
115	<p><b>■基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</li> </ul> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)	<p><b>■基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ※第3章へ移動</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動 <u>(帰宅)</u> を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</li> </ul> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(移動) ※第3章へ移動</td> <td>(移動)</td> <td>(移動)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(移動) ※第3章へ移動	(移動)	(移動)	愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定に伴う修正
区分	機関名	主な措置													
第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
(移動) ※第3章へ移動	(移動)	(移動)													
			表記の整理												

風水害等災害対策計画

頁	旧			新			改正理由
	第2節 避難所の開設	市	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要 求	第 <u>1</u> 節 <u>避難所の開設・運営</u>	市	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要 求	
		県	(略)		県	(略)	表記の整理
	第3節 要配慮者支援 対策	市	1(1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 避難所・在宅等における福祉ニ ーズの把握と福祉人材の確保 1(4) 福祉避難所の設置 1(5) 福祉サービスの継続支援 1(6) 外国人への情報の提供と収集 2(1) 県に対する広域的な応援要請	第 <u>2</u> 節 要配慮者支援 対策	市	1(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・</u> 避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 避難所・在宅等における福祉ニ ーズの把握と福祉人材の確保 1(4) 福祉避難所の設置等 1(5) 福祉サービスの継続支援 1(6) 外国人への情報の提供と収集 2(1) 県に対する広域的な応援要請	表記の整理
	第4節 帰宅困難者対 策	県、市	1(1) 帰宅困難者発生抑止のための広 報等 1(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所対策の実施(市)	第 <u>3</u> 節 帰宅困難者対 策	県、市	1(1) <u>帰宅困難者の集中による混乱發</u> 生抑止のための広報等 1(2)(3) <u>帰宅困難者</u> に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施 (市)	表記の整理
		事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び 従業員等の一斉帰宅の抑制		事業者、学校 等	2 安否確認や交通情報等の収集及 び従業員等の一斉帰宅の抑制	表記の整理
	<b>第1節 避難の勧告・指示</b> (略)			(移動) ※第3章へ移動			構成の整理

頁	旧	新	改正理由
115	<p><b>第2節 避難所の開設</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難所の開設 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>2～3 (略)</b></p> <p><b>4 避難所の運営</b> (略)</p>	<p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難所の開設 市は、災害のため<u>避難した移住者や滞在者等や被災した住民等</u>を、一時的に<u>滞在させるための施設として</u>、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>2～3 (略)</b></p> <p><b>4 避難所の運営</b> (略)</p>	表記の整理
116	<p>(追加)</p> <p>(移動) ※13)の一部から移動</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><b>(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営</b> 県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。</p> <p><b>(2) 避難者の把握</b> 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに<u>避難している</u>人員の把握に努めること。 <u>なお、</u>収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><b>(3) 避難所が危険になった場合の対応</b> 避難所が万一危険になった場合、<u>再避難等</u>についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p><b>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</b> 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
117	<p>(追加)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</p> <p>(移動) ※(12)から移動</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p>	<p>確保に配慮すること。</p> <p><u>(5) 避難所運営における女性の参画等</u> (略)</p> <p><u>(6) 避難者への情報提供</u> 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 <u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</u> <u>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。</u></p> <p><u>(7) 要配慮者へ支援</u> (略)</p> <p><u>(8) 物資の配給等避難者への生活支援</u> (略)</p> <p><u>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> (略)</p> <p><u>(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><u>(11) ペットの取扱</u> (略)</p> <p>(移動) ※(6)～移動</p>	<p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	<p>(13) 市は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(14) (略)</p> <p><b>5～6</b> (略)</p>	<p>(移動) ※(1)へ移動</p> <p><u>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> (略)</p> <p><b>5～6</b> (略)</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>
118	<p><b>第3節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国人への情報の提供と収集 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</p> <p><b>2</b> (略)</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(移動) ※第3章へ移動</p> <p>(移動) ※第3章へ移動</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> <u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u></p> <p>ア <u>市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u></p> <p>イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p>ウ <u>愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u></p> <p>エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p> <p><b>2</b> (略)</p>	<p>対策の整理</p>
118	<b>第4節 帰宅困難者対策</b>	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>	

頁	旧	新	改正理由
	<p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p>(追加)</p> <p>(1) 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>(5) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</p> <p><b>2 事業所等における措置</b></p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p><b>3 支援体制の構築</b></p>	<p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p><u>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</u></p> <p>県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を図る。</p> <p><u>(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u></p> <p>県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p><u>(3) その他帰宅困難者への広報</u></p> <p>県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>(削除)</p> <p><b>2 事業者や学校等における措置</b></p> <p><u>事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p> <p>(移動) ※第2編第9章へ移動</p>	<p>愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定に伴う修正</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	(略)		
120	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
120	<b>■基本方針</b> (略) <b>■主な機関の措置</b> (略)	<b>■基本方針</b> (略) <b>■主な機関の措置</b> (略)	
121	<b>第1節 給水</b> 1 市における措置 (4) (略) <b>2～3</b> (略) <b>4 飲料水の水質基準</b> 供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次のとおりである。 (1)～(6) (略) 5～7 (略)	<b>第1節 給水</b> (削除) <b>2～3</b> (略) <b>4 飲料水の水質基準</b> 供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令 <u>（平成15年厚生労働省令第101号）</u> に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次のとおりである。 (1)～(6) (略) 5～7 (略)	表記の整理
122	<b>第2節 食品の供給</b> 1 (略) <b>2 主食等の備蓄</b> (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。	<b>第2節 食品の供給</b> 1 (略) <b>2 主食等の備蓄</b> (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において <u>3日分以上（可能な限り1週間分程度）</u> の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。	対策の整理

頁	旧	新	改正理由
123	<p><b>3 米穀の原料調達</b></p> <p>(1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」により調達を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>4～5 (略)</b></p>	<p><b>3 米穀の原料調達</b></p> <p>(1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」により調達を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>市は活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電による県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</u></p> <p><b>4～5 (略)</b></p>	表記の整理 対策の追加
124	第3節 生活必需物資の供給 (略)	第3節 生活必需物資の供給 (略)	
126	第3編 災害応急対策 第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	第3編 災害応急対策 第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	
126	<p>■基本方針 (略)</p> <p>■主な機関の措置 (略)</p>	<p>■基本方針 (略)</p> <p>■主な機関の措置 (略)</p>	
126	第1節 環境汚染防止計画 (略)	第1節 環境汚染防止計画 (略)	
126	第2節 廃棄物処理計画 1 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p>	

頁	旧	新	改正理由																		
	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参考に、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	表記の整理																		
129	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第13章 遺体の取扱い</b></p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第13章 遺体の取扱い</b></p>																			
129	<p>■ 基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の検視</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の検視 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検査 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の検視	市	1(1) 遺体の検視 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検査 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し	<p>■ 基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意することともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の検視</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の検視 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検査 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の検視	市	1(1) 遺体の検視 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検査 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し	方針の追加
区分	機関名	主な措置																			
第1節 遺体の検視	市	1(1) 遺体の検視 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求																			
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検査 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 遺体の検視	市	1(1) 遺体の検視 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求																			
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検査 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し																			
			表記の整理																		
			表記の整理																		

風水害等災害対策計画

頁	旧			新			改正理由
			1(5) 応援要求			1 (5) 応援要求	
	第2節 遺体の埋火葬	(略)	(略)	第2節 遺体の埋火葬	(略)	(略)	
129	<b>第1節 遺体の搜索</b>  <b>1 市における措置</b>  (1) (略)  (2) 検視(見分)  遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(見分)を得る。現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。  (追加)   (3) (略)  <b>2～3</b> (略)	<b>第1節 遺体の搜索</b>  <b>1 市における措置</b>  (1) (略)  (2) 検視( <u>調査</u> )  遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視( <u>調査</u> )を得る。現場での検視( <u>調査</u> )を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。  <u>※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」</u> <u>に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査</u> <u>(外表の調査、死体の発見された場所の調査関係者に対する質問</u> <u>等)</u>  (3) (略)  <b>2～3</b> (略)		表記の整理  対策の整理			
130	<b>第2節 遺体の処理</b>  <b>1 市における措置</b>  (1) (略)  (2) 遺体の検視(見分)及び検案  警察官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。	<b>第2節 遺体の処理</b>  <b>1 市における措置</b>  (1) (略)  (2) 遺体の検視( <u>調査</u> )及び検案  警察官の遺体の検視( <u>調査</u> )を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。		表記の整理			

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由																								
	<p>(3) 遺体の洗浄等 検視(見分)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>2～3</b> (略)</p>	<p>(3) 遺体の洗浄等 検視(<u>調査</u>)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>2～3</b> (略)</p>																									
131	<b>第3節 遺体の埋火葬</b> (略)	<b>第3節 遺体の埋火葬</b> (略)																									
132	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第14章 交通施設の応急対策</b> (略)	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第14章 交通施設の応急対策</b> (略)																									
134	<p><b>■ 基本方針</b> (略)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 上下水道施設</td> <td>水道事業者 (市)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力	(略)	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会	(略)	第3節 上下水道施設	水道事業者 (市)	(略)	<p><b>■ 基本方針</b> (略)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 上下水道施設</td> <td>水道事業者 (市)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	(略)	(略)	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会	(略)	第3節 上下水道施設	水道事業者 (市)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																									
第1節 電力施設対策	中部電力	(略)																									
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会	(略)																									
第3節 上下水道施設	水道事業者 (市)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 電力施設対策	(略)	(略)																									
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会	(略)																									
第3節 上下水道施設	水道事業者 (市)	(略)																									

風水害等災害対策計画

頁	旧			新			改正理由
	対策	下水道事業者 (市)	(略)	対策	下水道事業者 (市)	(略)	構成の整理 表記の整理
	(移動) ※第3章第3節から移動	(移動) 西日本電信電話株式会社、 株式会社NTT ドコモ、KDDI株式会社	(移動)	<u>第4節</u> <u>通信施設の応急措置</u>	<u>電気通信事業者、移動通信事業者</u>	<u>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</u>	
	(移動)	(移動)			<u>県、市、防災関係機関</u>	<u>3 専用通信施設の応急措置</u>	
	(移動) ※第3章第3節から移動	(移動)	(移動)	<u>第5節</u> <u>郵便業務の応急措置</u>	<u>日本郵便株式会社</u>	<u>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</u>	
135	<b>第1節 電力施設対策</b> <b>中部電力株式会社における措置</b> (1)～(3) (略) (4) 応急復旧活動の実施 ア 優先的に復旧する設備、施設 (i) (移動) (ii) 利用者側 a (移動) b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設			<b>第1節 電力施設対策</b> <b>中部電力株式会社における措置</b> (1)～(3) (略) (4) 応急復旧活動の実施 ア 優先的に復旧する設備、施設 (i) (略) (ii) 利用者側 a (略) b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、 <u>自衛隊</u> 、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設			対策の整理

## 風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	<p>イ (略) (追加)</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>関係機関との連携</u> <u>路上障害物により被害者箇所への到着や復旧作業が困難な場合</u> <u>には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p>	対策の追加
136	<b>第2節 ガス施設対策</b> (略)	<b>第2節 ガス施設対策</b> (略)	
137	<p><b>第3節 上下水道施設対策</b></p> <p><b>1 水道事業者（市）における上水道施設対策措置</b></p> <p>被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p><b>第3節 上下水道施設対策</b></p> <p><b>1 水道事業者（市）における上水道施設対策措置</b></p> <p>被害施設を短期間に復旧するため取水、<u>導水施設の充分な機能を確保し、配水場</u>から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	表記の整理
138	<p><b>第3節 通信施設の応急措置</b> ※第3章から移動</p> <p><b>1 西日本電信電話株式会社における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</b></p>	<p><b>第4節 通信施設の応急措置</b></p> <p><b>1 <u>電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</u></b></p> <p>西日本電信電話株式会社<u>及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>2 <u>移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフ</u></b></p>	表記の整理 表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由												
	(略) (1)～(3) (略) <b>3</b> (略)	<u>トバンクモバイル株式会社</u> における措置 (略) (1)～(3) (略) <b>3</b> (略)	機関の追加												
139	<b>第4節 郵便業務の応急措置</b> ※第3章から移動 (略)	<b>第5節 郵便業務の応急措置</b> (略)													
140	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第16章 航空災害対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第16章 航空災害対策</b>													
140	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県名古屋飛行場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	愛知県名古屋飛行場	(略)	(略)	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊岐阜基地</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊岐阜基地	(略)	(略)	
区分	機関名	主な措置													
愛知県名古屋飛行場	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊岐阜基地	(略)	(略)													
140	<b>愛知県名古屋飛行場</b> <b>1</b> (略) <b>2 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）</b> (1) 民間航空機の場合 (図中) <u>愛知県地域振興部航空対策課</u> (2) 自衛隊機の場合 (図中) (追加)	<b>愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊岐阜基地</b> <b>1</b> (略) <b>2 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）</b> (1) 民間航空機の場合 (図中) <u>愛知県振興部航空対策課</u> (2) 自衛隊機の場合 (図中) <u>航空自衛隊岐阜基地</u>	岐阜基地の追加  表記の整理  岐阜基地の追												
141															

## 風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
142	愛知県地域振興部航空対策課 3 (略)	愛知県 <u>振興部</u> 航空対策課 3 (略)	加
143	第3編 災害応急対策 第17章 鉄道灾害対策	第3編 災害応急対策 第17章 鉄道灾害対策	
143	■ 基本方針 (略) ■ 主な機関の措置 (略)	■ 基本方針 (略) ■ 主な機関の措置 (略)	
143	鉄道灾害対策 1 (略)	鉄道灾害対策 1 (略)	
144	2 市における措置 (1)~(3) (略) (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 (略) (5)~(7) (略) 3~4 (略)	2 市における措置 (1)~(3) (略) (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、 <u>避難所及び遺体安置所</u> 等の設置又は手配を行う。 (略) (5)~(7) (略) 3~4 (略)	表記の整理
146	第3編 災害応急対策 第18章 道路灾害対策	第3編 災害応急対策 第18章 道路灾害対策	
146	■ 基本方針 (略) ■ 主な機関の措置	■ 基本方針 (略) ■ 主な機関の措置	

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
	(略)	(略)	
146	<b>道路灾害対策</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(4) (略) (5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に 派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必 要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を 行う。 (略) (6)～(9) (略) 2～3 (略)	<b>道路灾害対策</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(4) (略) (5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に 派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必 要に応じ救護所、 <u>避難所及び遺体安置所等</u> の設置又は手配を行う。 (略) (6)～(9) (略) 2～3 (略)	
147			表記の整理
148	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</b> (略)	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</b> (略)	
151	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第20章 高圧ガス災害対策</b> (略)	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第20章 高圧ガス災害対策</b> (略)	
153	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第21章 大規模な火事災害対策</b> (略)	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第21章 大規模な火事災害対策</b> (略)	
155	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第22章 住宅対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第22章 住宅対策</b>	
155	■ 基本方針	■ 基本方針	

頁	旧	新	改正理由																														
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</li> </ul> <p>(追加)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 ～ 第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</td> <td>市</td> <td>           1(1) 応急仮設住宅の建設            1(2) 住宅の応急修理            1(3) 障害物の除去            1(4) 他市町村又は県に対する応援要求         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 ～ 第3節	(略)	(略)	第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の<u>設置</u>や被災住宅の<u>応急修理</u>、<u>障害物の除去</u>を実施し、住生活の安定に努める。</li> </ul> <p>○ <u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 ～ 第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 <u>応急仮設住宅の設置及び管</u> <u>理運営</u></td> <td>県</td> <td>           (1) 応援協力の要請            (3) 応急仮設住宅の建設            (5) 賃貸住宅の借上げ         </td> </tr> <tr> <td><u>第5節 住宅の応急修</u> <u>理</u></td> <td>市</td> <td>           (2) 建設用地の確保            (4) 被災者の入居及び管理運営         </td> </tr> <tr> <td><u>第6節 障害物の除去</u></td> <td>県</td> <td>           1(1) 応急修理の実施            1(2) 応援協力の要請         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>           2 応急修理に関する補助事務         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>           1(1) 障害物の除去の実施            1(2) 他市町村又は県に対する応援要求         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 ～ 第3節	(略)	(略)	第4節 <u>応急仮設住宅の設置及び管</u> <u>理運営</u>	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (5) 賃貸住宅の借上げ	<u>第5節 住宅の応急修</u> <u>理</u>	市	(2) 建設用地の確保 (4) 被災者の入居及び管理運営	<u>第6節 障害物の除去</u>	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請		市	2 応急修理に関する補助事務		市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求	表記の整理 方針の追加
区分	機関名	主な措置																															
第1節 ～ 第3節	(略)	(略)																															
第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 ～ 第3節	(略)	(略)																															
第4節 <u>応急仮設住宅の設置及び管</u> <u>理運営</u>	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (5) 賃貸住宅の借上げ																															
<u>第5節 住宅の応急修</u> <u>理</u>	市	(2) 建設用地の確保 (4) 被災者の入居及び管理運営																															
<u>第6節 障害物の除去</u>	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請																															
	市	2 応急修理に関する補助事務																															
	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求																															

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由
		県 2 応援協力の要請	
156	第1節 被災宅地の危険度判定 (略)	第1節 被災宅地の危険度判定 (略)	
156	第2節 被災住宅等の調査 (略)	第2節 被災住宅等の調査 (略)	
156	<b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b> <b>1 市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</b> 市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 (追加) (1)～(4) (略) (5) 応援協力の要請 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。 <b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b> <b>1 市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</b> 市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 <u>また、都市再生機構は、県からの要請に応じて提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。</u> (1)～(4) (略) (5) 応援協力の要請 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。 (削除)	対策の追加  表記の整理
157	第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	表記の整理

頁	旧	新	改正理由
	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設</p> <p>市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住住宅の安定を図る。</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設及び入居者との選定等に関する基本的事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 建設用地の選定</p> <p>　a 応急仮設住宅の建設予定地は、災害時の状況によるが、原則として次の順に選定する。</p> <p>　　(a) 公有地</p> <p>　　(b) 国有地</p> <p>　　(c) 企業等の民有地</p> <p>　また、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p> <p>　b 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>　　(a) 建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。</p> <p>　　(b) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。</p> <p>(イ) 入居者の選定</p> <p>　a 応急仮設住宅に収容する入居者の選定は、住宅の必要度の高いものより順次選ぶものとする。</p>	<p><b>1 市、県（建設部）における措置</b></p> <p>県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。</p> <p>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</p> <p>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>(2) 建設用地の確保</p> <p>ア 市は応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</p> <p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>　(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。</p> <p>　ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
158	<p>(a) 生活保護法の要保護者  (b) 特定の資産のない失業者  (c) 特定の資産のない未亡人、母子世帯  (d) 特定の資産のない高齢者、病弱者、障害者  (e) 特定の資産のない労働者  (f) 特定の資産のない小企業者  (g) 前各号に準ずる者</p> <p>b 入居者の選定にあたっては、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。また必要に応じ、民生委員から意見を聴く等被災者の資力と生活条件を十分調査の上決定する。  なお、収容にあっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(ウ) 管理  応急仮設住宅の管理については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。  応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p>(エ) 供与の期間  入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。</p>	<p><u>が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</u></p> <p><u>イ 建設の時期</u>  <u>災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。</u>  <u>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>ウ 建設方法</u>  <u>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。</u>  <u>ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市が当該事務を行うことができる。</u></p> <p><u>(4) 賃貸住宅の借上げ</u>  <u>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省) を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</u></p> <p><u>(5) 被災者の入居及び管理運営</u>  <u>市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u></p> <p><u>ア 入居対象者</u>  <u>地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当するものとする。</u></p>	対策の整理

頁	旧	新	改正理由
(追加)		<p>(7) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>(8) 居住する住家がない者であること。</p> <p>(9) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</p> <p><u>イ 入居者の選定</u></p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮する。</p> <p><u>ウ 管理運営</u></p> <p>(7) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</p> <p>(8) 応急仮設住宅は被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</p> <p><u>エ 供与の期間</u></p> <p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡または解体撤去の処分を速やかに行う。</p> <p><b>2 災害救助法の適用等</b></p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及</p>	対策の整理

頁	旧	新	改正理由
	<p>(2) 住宅の応急修理 (略)</p> <p>(3) 障害物の除去 (略)</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 (略)</p> <p><b>2 災害救助法の適用</b> (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p>	<p>び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p><u>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は市が行う。</u></p> <p>(移動) ※第 5 節へ移動</p> <p>(移動) ※第 6 節へ移動</p> <p>(移動) ※第 6 節へ移動</p> <p>(移動) ※第 6 節へ移動</p> <p><b>3 (略)</b></p>	構成の整理
158	<p>※第 4 節 1 (2)から移動</p> <p>(2) 住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 修理の期間 災害救助法施行細則別表第 5 に定める期間内とする</p> <p>。</p>	<p><b>第 5 節 住宅の応急修理</b></p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 県は、<u>災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 修理の期間 災害が発生してから 1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	対策の整理

頁	旧	新	改正理由
159	<p>才 (略) カ 紹介する場合 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>才 (略) カ 紹介する場合 (略)</p> <p><b>2 市における措置</b> <u>住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u></p> <p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。</p>	対策の追加 対策の追加
159	<p>※第4節1(3)から移動 (追加)</p> <p>被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。 ア～カ (略)</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 ※第4節1(4)から移動 市は、自ら<u>応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去</u>をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ<u>応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去</u>の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。</p>	<p><b>第6節 障害物の除去</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 障害物の除去の実施 被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。 ア～カ (略)</p> <p>(2) 他市町村又は県に対する応援要求 市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。</p> <p><b>2 県（防災局）における措置</b> 県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要</p>	表記の整理
160			

頁	旧	新	改正理由																		
	<p><b>2 災害救助法の適用</b> ※第4節2から移動</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行う。</p> <p>(2) 災害救助法の適用の場合の期間及び経費負担等は、災害救助法施行細則による。</p>	<p>請する。</p> <p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「<u>1 市における措置</u>」については市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行われる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	構成の整理																		
161	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第23章 文教灾害対策</b></p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第23章 <u>学校における対策</u></b></p>	表記の整理																		
161	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置</td> <td>市教育委員会</td> <td>           (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達            (2) 臨時休業等の措置            (3) 避難等         </td> </tr> <tr> <td>第2節 ～ 第4節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置	市教育委員会	(1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達 (2) 臨時休業等の措置 (3) 避難等	第2節 ～ 第4節	(略)	(略)	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>気象予報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</u></td> <td>市教育委員会</td> <td> <u>1(1)</u> 気象警報等の把握・伝達  <u>1(2)</u> 臨時休業等の措置  <u>1(3)</u> 避難等         </td> </tr> <tr> <td>第2節 ～ 第4節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>気象予報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</u>	市教育委員会	<u>1(1)</u> 気象警報等の把握・伝達 <u>1(2)</u> 臨時休業等の措置 <u>1(3)</u> 避難等	第2節 ～ 第4節	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置	市教育委員会	(1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達 (2) 臨時休業等の措置 (3) 避難等																			
第2節 ～ 第4節	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>気象予報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</u>	市教育委員会	<u>1(1)</u> 気象警報等の把握・伝達 <u>1(2)</u> 臨時休業等の措置 <u>1(3)</u> 避難等																			
第2節 ～ 第4節	(略)	(略)																			
161	<p>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置</p> <p>市教育委員会における措置</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 <u>気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</u></p> <p><b>市教育委員会における措置</b></p> <p>(1) <u>気象警報等の把握・伝達</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理																		

風水害等災害対策計画

頁	旧	新	改正理由																																			
	(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)																																				
162	第2節 教育施設及び教職員の確保 (略)	第2節 教育施設及び教職員の確保 (略)																																				
162	第3節 応急な教育活動についての広報 (略)	第3節 応急な教育活動についての広報 (略)																																				
162	第4節 教科書・学用品等の給与 (略)	第4節 教科書・学用品等の給与 (略)																																				
164	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置																																				
164	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活再建支援 法人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報道機関等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)		日本赤十字社 愛知県支部	(略)		県社会福祉協 議会	(略)		生活再建支援 法人	(略)		報道機関等	(略)	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活再建支援 法人 <u>(公益財団法 人都道府県会 館)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報道機関等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)		日本赤十字社 愛知県支部	(略)		県社会福祉協 議会	(略)		生活再建支援 法人 <u>(公益財団法 人都道府県会 館)</u>	(略)		報道機関等	(略)
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)																																				
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																																				
	県社会福祉協 議会	(略)																																				
	生活再建支援 法人	(略)																																				
	報道機関等	(略)																																				
区分	機関名	主な措置																																				
第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)																																				
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																																				
	県社会福祉協 議会	(略)																																				
	生活再建支援 法人 <u>(公益財団法 人都道府県会 館)</u>	(略)																																				
	報道機関等	(略)																																				

表記の整理

## 風水害等災害対策計画

頁	旧			新			改正理由
	第2節 市税及び国民 健康保険税の 減免等	市	(略)  (略)	第2節 市税及び国民 健康保険税の 減免等	市	(略)  (略)	
	第3節 住宅等対策	市	(1) <u>応急仮設住宅の建設</u>  (2) 災害公営住宅の建設  (3) 被災住宅等の復旧相談	第3節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設  1 (2) 被災住宅等の復旧相談	
	第4節 暴力団等への 対策	県警察  県、市	(略)  (略)	第4節 暴力団等への 対策	県警察  県、市	(略)  (略)	
166	第1節 義援金その他資金等による支援  1～3 (略)  4 被災者生活再建支援法人における措置  (略)  5～11 (略)			第1節 義援金その他資金等による支援  1～3 (略)  4 被災者生活再建支援法人 <u>(公益財団法人都道府県会館)</u> における措置  (略)  5～11 (略)			表記の整理
167	第2節 市税及び国民健康保険税の減免等  (略)			第2節 市税及び国民健康保険税の減免等  (略)			
167	第3節 住宅等対策  (略)			第3節 住宅等対策  (略)			
167	第4節 暴力団等への対策  (略)			第4節 暴力団等への対策  (略)			
169	第4編 災害復旧  第2章 公共施設等災害復旧対策  (略)			第4編 災害復旧  第2章 公共施設等災害復旧対策  (略)			